

平成 22 年度自殺対策強化月間の実施について

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定）においては、例年、月別自殺者数の最も多い 3 月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係団体等とも連携して、重点的に広報啓発活動を展開するとともに、関係施策を強力に推進することとされている。

1. 平成 22 年度自殺対策強化月間の基本コンセプト

全国で一体感・統一感を持った取組とするため、大切な人の悩みへの「気づき」をコンセプトに、「いのち支えるプロジェクト」と題して、

- (1) 相談体制の強化
- (2) 当事者が支援策にたどり着きやすい環境の整備
- (3) 啓発強化

を 3 本の柱として実施する。

2. 具体的施策

平成 22 年度自殺対策強化月間において、各府省が集中的に実施する取組は以下のとおり。

(1) 相談体制の強化

○「経営者のための法律相談」の実施【経済産業省】

全国 84 ヶ所の中小企業応援センターにおいて「経営者のための法律相談」を年度末まで実施。(実施時期：～3月31日)

○「中小企業ワンストップ電話相談月間」の実施【経済産業省】

中小企業者が 1 つの窓口で資金繰りや知的財産など幅広く相談ができる電話相談を実施。(実施時期：3月1日～3月31日)

○都道府県等が行う心の健康相談等へのハローワークの協力【厚生労働省】

地方公共団体が地域自殺対策緊急強化事業等により、心の健康相談等を行う場合、ハローワークを積極的に活用するよう地方公共団体に働きかけるため、改めて都道府県労働局あて通知を発出する。(実施時期：2月)

○各種関係団体への協力要請【内閣府】

自殺対策強化月間の「気づき」のコンセプト、具体的には、国民の誰もが、悩んでいる人に気づき、声を掛け、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人、即ちゲートキーパーになることで、自殺予防の当事者となり得るという意識を広げていくため、国民が日常生活で立ち寄る場所や様々な相談窓口を開設している関係団体等を訪問し、月間への協力を要請する。また、御協力いただける団体等に対して必要な情報提供を行う等、連携を密にする。(実施時期：平成22年12月～平成23年3月)

○商工会議所・商工会における相談対応の強化【経済産業省】

全国約八千人の商工会議所・商工会経営指導員が中小企業への巡回指導等を通じて経営者の相談にきめ細かく応じるとともに、全国250ヶ所の経営安定特別相談室における中小企業経営者に対する経営相談対応の強化を図るよう、日本商工会議所会頭及び全国商工会連合会会長に対して協力要請を実施。(実施時期：2月)

○中小企業関係機関・団体に対する協力要請の実施【経済産業省】

中小企業関係機関・団体に対して、各種中小企業関係窓口の各々の業務において企業からの相談に丁寧かつきめ細やかに対応するとともに、事案に応じて、商工会・商工会議所との連携によるフォローや、経営者向け法律相談活用の呼びかけなどに対する協力要請を実施。(実施時期：2月)

○ゲートキーパー養成研修DVD等の作成【内閣府】

地方公共団体や各種団体が実施するゲートキーパー養成講座で活用できるよう、研修用のDVDを、一般用と専門家用の2種類作成する。また、研修に参加できない人がいつでも閲覧できるよう、ホームページ上に掲載する。また、研修で使用するテキストや、簡単にポイントをまとめた「ゲートキーパー手帳」を作成し、同様にホームページ上に掲載する。(実施時期：2月～)

○ゲートキーパー養成研修の実施【内閣府】

上記DVDやテキスト等を使用した研修を地方公共団体担当者を対象に実施し、担当者の資質を高めるとともに、地方における研修実施の際の参考としてもらう。(実施時期：2月)

○自殺未遂者ケア研修の実施【厚生労働省】

自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関するガイドラインを踏まえ、精神科救急の医療に携わる医療関係者を対象に、知識及び技術の普及を目的として研修を実施する。(実施時期：2月5日)

○認知行動療法研修の実施【厚生労働省】

鬱病の治療に有効とされる認知行動療法の普及を図るため、精神医療において専門的に鬱病患者の治療に携わる者に対して当該療法の研修を実施する。(実施時期等：2月～3月)

○職場のメンタルヘルス（精神病理）研修の実施【厚生労働省】

独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校において、ハローワーク職員に対し、メンタルヘルス研修を実施。(実施時期：3月1日)

○児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会【文部科学省】

教育委員会の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に、児童生徒の自殺予防への関心を高めるとともに、自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図ることを目的とした協議会を実施する。(実施時期等：2月5日、3月19日)

○各府省等カウンセラー講習会の実施【総務省】

各府省等に配置されているカウンセラーの能力向上を図り、もって職員の心の健康づくりに資することを目的とした講習会を実施する。(実施時期：2月4日、15日、23日、3月11日)

○自殺予防総合対策センターブックレットの刊行【厚生労働省】

自殺傾向ハイリスク者に対する介入研究で考慮すべき事項に関する手引きを翻訳し掲載する。(実施時期：3月)

(2) 当事者が支援策にたどり着きやすい環境の整備

○新聞広告の実施【内閣府】

政府広報を活用して、全国紙・各地方紙において、相談窓口を紹介した上で相談を呼びかける新聞広告を実施する。(実施時期：3月)

○各地の各種相談窓口についての充実した情報提供【総務省、厚生労働省等関係府省の協力を得て内閣府】

内閣府自殺対策推進室のホームページにおいて、総務省及び厚生労働省の協力を得て都道府県・政令指定都市における相談窓口についての情報を掲載するとともに、各府省が運営する相談窓口の情報についても一覧できるよう掲載する。(実施時期：3月)

○うつ病等の方への支援が一目でわかるパンフレットの作成【厚生労働省】

うつ病等の方の治療や生活に役立つ各種の支援・サービスを紹介するパンフレットを作成する。(実施時期：3月)

○労働者の気づきの促進【厚生労働省】

ストレスへ気づき対処するための手法やいのちの電話などの相談機関等を紹介したリーフレットを作成し、労働基準監督署等を通じて配布する。(実施時期：3月)

○求職者のストレスチェック及びメール相談事業の実施【厚生労働省】

ハローワークにおいて、地域の専門的機関の連絡先等を記載したリーフレットの配布を行うとともに、求職者の状況に応じてストレスチェック及びメール相談事業の周知を行う。(実施時期：3月)

○日本司法支援センター（法テラス）による情報提供の拡充【法務省】

- ・法テラスのホームページ（携帯サイト含む）に「自殺対策強化月間」の特設コーナーを設置し、自殺要因となる可能性の高い法的トラブルに関するFAQ及び支援団体・相談窓口のリンク集を掲載する。(実施時期：3月)
- ・自殺の社会要因に関わる法的トラブルの相談窓口を適切に紹介できるよう、テレビCMを通じてコールセンターの周知を図る(実施時期：3月中)。

○「精神保健と社会的取組の相談窓口の連携」手引きの作成【厚生労働省】

司法書士と精神保健福祉士の連携を図ることを目的にした手引きを作成する。(実施時期：3月)

○財務局、都道府県・市区町村の「多重債務相談窓口」と「自殺関連相談窓口」との連携等の一層の充実・強化【金融庁】

- ・財務局、都道府県・市区町村の「多重債務相談窓口」を利用する者の中で、自殺リスクを抱える相談者や、心のケアを必要とする相談者を、必要に応じて、「自殺関連相談窓口」や医療機関等に誘導できるよう、財務局、都道府県・市区町村において、「自殺関連相談窓口」や医療機関等の誘導先リストを作成するなどの取組を強化する(平成23年1月末時点で、44都道府県において、自殺関連相談窓口や医療機関等への誘導先リストを作成済み)。(実施時期：2月～3月)
- ・都道府県・市区町村の「自殺関連相談窓口」を利用する者の中で、返済能力を越える債務を抱える相談者を、必要に応じて、財務局、都道府県・市区町村の「多重債務相談窓口」に誘導できるよう、財務局、都道府県・市区町村において、「多重債務相談窓口」の誘導先リストを作成するとともに、当該窓口の広報を実施するなどの取組を強化する。(実施時期：2月～3月)

○行政相談を受けた際の相談対応の強化【総務省】

行政相談を受けた際に、相談者に自殺の悩みがあると懸念される場合には、こころの健康相談窓口等の専門相談窓口を紹介する等、適切に情報提供を行うよう取組を強化する。(実施時期：3月)

○各府省の行政相談窓口における連携の充実・強化【総務省】

各府省行政苦情相談連絡協議会の機能を活用し、各府省の相談窓口に、相談者に自殺の悩みがあると懸念された場合に紹介する専門相談窓口のリストを配布する等の情報提供を行う。(実施時期：3月)

○警察安全相談窓口における関係機関等との連携の推進【警察庁】

都道府県警察の警察安全相談窓口等で自殺に関する相談を受理した場合には、必要に応じて、都道府県・市区町村の自殺に関する相談窓口等を紹介するなどの連携を推進する。(実施時期：2月)

○生活福祉・就労支援協議会の活用【厚生労働省】

ハローワークの住居・生活支援アドバイザー等が行う住居・生活にお困りの求職者に対する総合相談等を適切に実施するため、改めて都道府県労働局あて通知を发出する。(実施時期：2月)

(3) 啓発強化

○ロゴマーク、キャンペーンソング及びキャラクターの普及促進【内閣府】

国、地方、関係団体等様々な主体が実施する啓発活動が統一感・一体感を持ったものとなるよう、内閣府においてロゴマーク、キャンペーンソング及びキャラクターを定め、普及を促進する。(実施時期：2～3月)

○関係団体と連携した啓発活動の実施【内閣府】

自殺対策強化月間について協賛を得た70の民間団体等と連携し、各団体内における広報誌や社内報を使った周知・啓発、「気づき」を促すポスター掲示への協力、自殺対策強化月間関連イベントの実施等を行ってもらう。(実施期間：2月～3月)

○地域で活動する団体への啓発

- ・「気づき」による自殺予防に資するため、内閣府が作成したゲートキーパー養成研修DVD等の周知及び活用について、防犯関係団体に対し、協力要請を実施する(実施時期：2月)【警察庁】
- ・「気づき」による自殺予防に資するため、自殺対策強化月間、「ゲートキーパー手帳」等について、全国の消防団に周知する。(実施時期：2月～3月)【総務省(消防庁)】

○啓発用ポスターの掲示【内閣府】

相談窓口を紹介する一般向けのポスターを作成し、地方公共団体等とも連携して掲示するほか、「気づき」を促すポスターを作成し、地方公共団体や関係団体を通じて各地で掲示する。また、新橋駅・秋葉原駅・有楽町駅にて集中貼りを実施する。

(実施時期：2月～3月)

○鉄道駅等における自殺予防に関する啓発活動【国土交通省】

3月の自殺対策強化月間に実施するキャンペーンに向けて、内閣府からの依頼を受け、鉄道会社にポスター掲示の協力依頼を行う。(実施時期：2月～3月)

○インターネットを活用した啓発の実施

- ・内閣府自殺対策推進室のホームページ上に、蓮舫大臣からのメッセージ動画を掲載するほか、自殺対策強化月間の特設ページを開設する。(実施時期：2月～3月)
【内閣府】
- ・Yahoo!のバナー広告を実施し、自殺対策強化月間の認知度を上げつつ、内閣府自殺対策推進室のホームページへ誘導する。(実施時期：3月)【内閣府】
- ・Yahoo!のサーチワードバナー広告を実施し、「自殺」等のキーワードを検索すると、内閣府自殺対策推進室ホームページへ誘導できるよう、検索結果画面の右上にリンクが掲載されるようにする。(実施時期：3月)【内閣府】
- ・日本司法支援センター（法テラス）が配信するメールマガジンにおいて「自殺対策強化月間」の告知及び相談の呼びかけを行う。(実施時期：3月中)【法務省】
- ・職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に自殺対策強化月間特設ページを設置し、集中的な啓発活動を実施する。(実施時期：3月)【厚生労働省】
- ・中小企業庁が配信するメールマガジンにおいて「自殺対策強化月間」の告知及び経営者向け法律相談活用の呼びかけを行う。(実施時期：2月)【経済産業省】

○テレビCMの実施

- ・政府広報を活用し、大切な人の悩みに「気づき」、声を掛けることを促す一般国民向けのテレビCMを放送する。(実施時期：3月)【内閣府】

○「平成22年中における自殺の概要資料」の公表等【警察庁】

例年5月頃に「自殺の概要資料」を公表していたが、より効果的な自殺対策を実施できるよう早期に公表する。また、平成22年中の確定値の自殺統計原票データを内閣府に提供する。(実施時期：3月頃)

○自殺に関連する統計データの分析、情報提供の拡充【内閣府（分析班）】

より効果的な自殺対策を実施できるよう、内閣府において、警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表するとともに、自治体等に対して情報提供を行う。(実施時期：2月・3月)

○平成22年度「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」報告【文部科学省】

上記会議において、現在審議中である、(1)児童生徒の自殺の背景調査の指針について、(2)米国における子どもに対する自殺予防教育の現況調査について、平成

22 年度中に取りまとめを行う予定である。(実施時期：3月中を予定)

○自死遺族ケアシンポジウムの開催【厚生労働省】

民間や行政の自死遺族ケアに携わる人々が共に自死遺族の支援について考える会を開催する。(実施時期：2月20日)

○メディアカンファレンスの開催【厚生労働省】

- ・マスメディア従事者を対象に、「若者の自殺」をテーマにした意見交換会を実施する。(実施時期：2月15日)
- ・自殺総合対策大綱を踏まえ、マスメディア従事者を対象に、世界保健機関(WHO)の「マスメディアのための手引き」の周知を図ること目的とした意見交換会を実施する。(実施時期：3月16日)

○自殺対策推進のための関連学会等の意見交換会【厚生労働省】

自殺対策に取り組んできた学会、民間団体、行政機関等が互いに経験を紹介し、意見交換を行う。(実施時期：3月1日)

○アルコール問題普及啓発資材「のめば、のまれる」の配布【厚生労働省】

各地の研修会、講演会において、パンフレットを配布し、アルコール問題の周知を図る。(実施時期：2月～3月)

3. その他

民間団体等が実施する啓発活動に協力を求められた場合は、可能な限り対応する。

(参考)

○自殺対策強化月間実施主体

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体及び自殺対策に取り組む民間団体

○協賛団体（70 団体、順不同）

社団法人日本医師会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター、社団法人日本産業カウンセラー協会、社団法人日本精神保健福祉士協会、社団法人日本精神科病院協会、社団法人日本精神神経科診療所協会、社団法人日本精神科看護技術協会、社団法人日本看護協会、一般社団法人日本臨床心理士会、日本商工会議所、全国商工会連合会、社団法人日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、社団法人経済同友会、公益社団法人日本青年会議所、公益財団法人日本生産性本部、日本貸金業協会、社団法人全国消費生活相談員協会、日本労働組合総連合会、日本アルコール・薬物医学会、日本アルコール精神医学会、日本うつ病学会、日本産業精神保健学会、日本児童青年精神医学会、日本精神衛生学会、日本老年精神医学会、日本社会精神医学会、日本心理臨床学会、日本心身医学会、日本学生相談学会、日本癌学会、社団法人日本小児科学会、日本法医学会、社団法人日本精神神経学会、日本自殺予防学会、日本公衆衛生学会、日本精神科救急学会、日本睡眠学会、日本臨床救急医学会、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会、社団法人日本PTA全国協議会、社団法人全国高等学校PTA連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会、特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター、社団法人中央青少年団体連絡協議会、特定非営利活動法人教育支援協会、全国人権擁護委員連合会、日本赤十字社、社会福祉法人全国社会福祉協議会、財団法人全国老人クラブ連合会、社団法人全国交通安全母の会連合会、社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本介護支援専門員協会、社団法人国民健康保険中央会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、独立行政法人労働者健康福祉機構、財団法人産業医学振興財団、中央労働災害防止協会、社団法人日本心理学会